

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」等の概要

1 改正の趣旨・目的

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」において、「国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度内に制度化を行う」とされたことなどを踏まえ、所要の措置を講ずるもの。

2 改正の概要

(1) 特定活動告示の一部改正

国際的なリモートワーカーの受入れのため、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）の一部を改正し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第七条第一項第二号に規定する法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動として次に掲げるものを追加する。

ア 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）。

また、次のいずれにも該当すること。

○本邦に上陸する年の1月1日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12月の期間の全てにおいて、本邦での滞在期間が6か月を超えないこと

○租税条約の締約国等かつ査証免除国・地域の国籍者等であること

○年収が1,000万円以上であること

○本邦滞在中に死亡、負傷又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること

イ 国際的なリモートワーカーの配偶者又は子として行う日常的な活動

また、次のいずれにも該当すること。

○査証免除国・地域の国籍者等であること

○本邦滞在中に死亡、負傷又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること

(2) 入管法施行規則の一部改正

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）を一部改正し、上記（1）ア及び同イの活動を指定された本邦に在留する者を法第19条の3に規定する中長期在留者から除く。

3 今後の予定

公布日：令和6年3月下旬

施行日：令和6年3月下旬